

関西 労災職業病

関西労働者安全センター

1997.5.10発行〈通巻第261号〉200円

〒540 大阪市中央区内本町1丁目2-13 ぼんらいビル602
TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528
郵便振替口座 00960-7-315742
大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284



- 〈給食調理員の指曲がり症〉
檀原市職で5名新たに公災認定……………2
- 安全衛生・労災職業病講座に参加しよう……………6
- シリーズ労災上積み補償①
損害賠償ってどのくらい?……………7
- ラテンアメリカ訪問記 その3
明らかになった入管のうそ 田島陽子(事務局)…10
- 前線から(ニュース)……………14
東南交流会・喫煙対策学習会／摂津市職・清掃職場で安衛研修
会／本議に有罪判決、パスポート裁判に注目を／移住労働者
支援の全国ネットへ一歩前進／北大阪ユニオン駸々堂分会・
改装工事のアスベストに注意!

4月の新聞記事から／18
表紙写真／全港湾関西地本労職対安全パトロール・神戸ポートアイランド

'97 5

橿原市職で5名新たに公災認定

認定者は計9名に

橿原市(奈良県北部に位置し、人口約12万人、橿原神宮や畝傍山・耳成山・天香具山の和和三山で知られ、奈良県立医科大学もこの町にある)の小中学校給食調理員5名(表1)の変形性手指関節症(指曲がり症)について、この3月に地公災基金奈良県支部は公務上と認定した。1988年から89年にかけての自治労全国認定闘争の中で4名申請し全員認定されており、これで認定者は計9名となった。橿原市では申請して認められなかったケースはこれまでない。そこで事務局では橿原市職におじゃまして関治委員長はじめ執行部、前回認定者の3名の方々についてお話をきくことができたので、この取材をもとに若干の報告をしたい。

申請者は増える見通し

橿原市職では、昨年、希望者21名の指曲がり症自主健診を田島診療所(尼崎)で実施しており、その結果、15名(うち5名は今回認定者)が要治療と判定されている。したがって、残りの10名を含めて今後も公災認定への取り組みが続けられていくことになる。認定者については食数の比較的少ない学校への配置転換、パラフィン浴装置の導入を図っている。

橿原市には小学校16校、中学校6校あり、正規の調理員は65名、平均年齢は55.6歳といったところ。ニュータウン内の小学校3、中学校1は共同調理場となっている。60名あまりの調理員の9名が公災認定者というのは全国的に見ても高率だが、その理由はどこにあるのか。

表1 5名の新認定者(すべて女性)のプロフィール

	Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	Eさん
年齢	56	55	51	43	50
経験年数(1995年度末):A	22	19	14	14	14
総給食調理数:B	4736	4034	2937	2923	3149
平均調理食数(B/A)	215	212	210	209	225
共同調理場経験(年)	3	4	6	6	4

※労働負担の目安として、一人持ち食数がある。「総給食調理数」は各年度の一人持ち食数を合計したものの。



富永加代子さん(左)

昭和50年から23年目。共同調理場に4年半いて、そのときは近くを人が通っただけで風圧で手がびりびり痛いという感じでした。共同調理場をはなれてから痛みがすーっと軽減しました。

今西榮子さん(右)

給食部会担当執行委員。昨年指曲がり症検診を受けた。

第1に、「250食に1名」という要員配置基準が採用されてずっと経過してきたことが労働過重をもたらして指曲がり症の多発をもたらしているのではないかという点だ。この要員配置基準のために最近の14,5年は新規採用がなかったが、これを「220食に1名」に変更して、昨年、今年と2名ずつの20代の新規採用があり要員増が勝ち取られている。近年の改善ではこれが大きな成果といえる。

第2に、地公災基金が採用していると思われる「認定基準」の存在だ。その内容は必ずしも明らかではないが、表2のようなものといわれている。橿原市の要員配置基準ではほとんどの調理員が自動的にこの認定基準を満たす可能性が高い。今回の認定者は半年という比較的短期間で公務上との結論が出されている。認定作業がマニュアル化していることのあらわれと考えられ、前回、実に4年を要したのとは対照的だ。

調理員全体をみても「3分の2程度は指に異常がみられるようだ」ということであり、今後は、職場改善を進めると共に、要治療者についてはすみやかに公災認定という流れが作られていくと考えられる。

職場改善への取り組み

先に述べたように要員増に取り組んでいるとともに、職場改善にも積極的に取り組んでいる。

自治体職場ではまだまだ安全衛生委員会がうまく機能していないところがあるが、橿原市では市の安全衛生委員会の下に5つの部会(環境衛生、教委、水道、保育所、〇A)を設けて職場に応じた対策をとっている。学校給食は教委部会で副部会長には担当執行委員がつき、組合として様々な要求を出している。昨年は休憩室の空調設備設置を実現し、今年度から従来3校だけだったスライサーの導入が順次行われることになった。その他にも排気、排水関係の清掃の予算化など細かな対策が実現されている。

指曲がり症をめぐる今後

指曲がり症の多発は橿原市だけではない。自治労奈良県本部がおこなった過去の奈良県下の調査での指曲がり症状の訴え率は県全体で20%であった(本誌93年4月号の県本部

阪口昌通氏報告による)。当時、奈良県においては橿原市4名、菟田野町2名の認定申請を県下を代表する形で取り組み、食数基準のみの不当な判断によって、菟田野町の2名は重症にもかかわらず公務外とされた経緯がある。

認定基準が画一的に調理食数のみで設定されていて、全体の多発状況の中では公務外とされるケースが多くなってしまったといった大きな問題点があることは本誌で再三報告してきたとおりだ。多くの不服審査請求でもこの問題は解決されていない。

一方、自治労の一斉認定闘争の結果、1993年11月のまとめで自治労以外を含めた申請者172名中73名公務上、99名公務外となっている(表3)。この数字は認定闘争に取り組めたところだけの結果であること、自治労

傘下だけでも約5万名の調理員が存在していることなどから、多くの指曲がり症被災者が未申請、未救済となっている可能性が高い。

不当な認定基準の改善や未申請者の救済は、職場改善と共に指曲がり症問題の今後の大きな課題であり、その意味で、本誌1月号で報告した自治労兵庫の追加申請の取り組みとともに今回の橿原市職における認定結果は指曲がり症の取り組みに新たな力を与えるものといえるだろう。

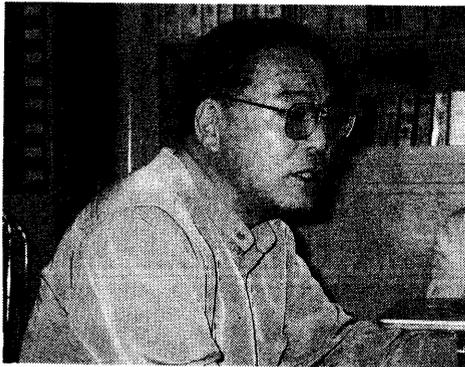
また、指曲がり症に関する障害補償請求の多くが何年も支給決定をみていないという異常な事態もおこっている。認定をめぐる問題はまだまだ山積しており、さらなる取り組みの強化が求められている。(事務局)

表2 地方公務災害補償基金による指まがり「認定基準」

(自治体安全衛生研究8号、1993年)

- ①医学的にみて明らかに変形性手指関節症を発症し、その原因のうち、公務が相対的にみて有力な発症原因と認められる場合に限り、相当因果関係を認め、公務上とする。
- ②具体的には、単独校においては、給食調理業務に10年を趨えて従事し、かつ各年度の調理員一人あたりの食数の各年分合計が2,000食をこえ、その総給食調理数を経験年数で割った平均食数が200を超えること。
- ③単独校において、②の基準以下である場合は、平均調理数が200を超える年度が相当数あること、同程度の規模の職場に比べて平均調理数が著しく多い年度が相当数あること、作業施設等で調理員に著しい負担がかかること、などの条件があれば公務上とする。
- ④給食センターにおいては、単独校における食数、経験年数等の基準を満たしたうえで、同規模のセンターと比較して平均調理食数が著しく多い年度が相当数あるか、作業施設等で調理員に著しい負担がかかっていること。

『ブツル自治体労働と安全衛生①学校給食 車谷典男著 労働基準調査会』より



関治委員長

88年当時、当局に仕事が原因だということを認めさせるのに苦勞しました。担当部長、課長と交渉したときどうしてうちだけですかとかなどいろいろクレームもありました。認定された時には苦勞した甲斐があったと思えました。今度の申請ではこのことも役立っています。運動として第一歩が肝心。



桜井美代子さん（左）

昭和49年から24年目。ずっと単独校。840食を4人でしていて、70食ほど減った時に3名に減ったときから異常がでました。

南菟田子さん（右）

昭和48年から25年目。はじめ約10年間単独校の時はなんともなかったが共同調理場に行くから手全体が腫れて、病休をとって整形外科に行くと職業病だといわれました。共同調理場は食数が多いから。当時共同調理場へは20名配置されていましたが、他の調理場への補充要員が含まれていたため12名で調理したり。平均300食以上で、配送用の二重食缶は重いといへんでした。病休しているちょうどそのときに指曲がりの取り組みがあり認定を受けました。

表3 指まがりの公務災害認定状況（1993年11月現在）

（自治体安全衛生研究8号、1993年を一部改変）

	自治労関係			その他		
	請求数	公務上認定	公務外認定	請求数	公務上認定	公務外認定
北海道	35	22	13	1	0	1
新潟	1	0	1			
群馬	2	1	1			
栃木	3	0	3			
茨城	1	1	0	1	0	1
東京	12	1	11			
神奈川	5	3	2			
長野	2	0	2			
富山	6	2	4			
三重	2	1	1			
滋賀	3	0	3			
京都	1	0	1			
奈良	6	4	2	2	0	2
和歌山				1	1	0
大阪	34	20	14			
兵庫	20	10	10			
岡山	7	2	5			
広島	2	1	1	1	0	1
鳥取	4	0	4			
島根	2	0	2			
徳島	1	0	1	2	1	1
福岡	1	1	0			
佐賀	4	0	4			
長崎	3	1	2			
熊本	6	0	6			
鹿児島	1	1	0			
計	164	71	93	8	2	6

『アツル外自治体労働と安全衛生①学校給食 車谷典男著 労働基準調査会』より

第16回安全衛生・労災職業病講座に 参加しよう！

安全センター主催の講座を今年も開催いたします。

本年度はいつもとおもむきを変えて、①日常の安全衛生活動の参考になるものにする、②受講者が共に考え話し合う参加形式のものにするを目的として、グループ討論を取り入れて実施していくことにいたしました。

基本テキストとして、ILOの作成した「安全、衛生、作業条件、トレーニングマニュアル」を使用し、主要な項目について講師の講義とテーマを設定してのグループ討論・発表という形式で行います。これまでの講師の話聞くだけのものとは少々異なりますが、職場で参加型の安全衛生活動をすすめる一助になれば幸いです。したがって、できうるかぎり通しでの全回参加をお願いいたします。また、事前に参加人数を確定したいと考えますので、安全センターまで、団体・個人名、人数をご連絡下さるようお願い致します。

皆さまの積極的なご参加をお願い申し上げます。

7 / 1 (火)	安全衛生と技術設備
7 / 8 (火)	人間工学：作業を人間に合わせる
7 / 15 (火)	化学物質による健康障害
7 / 22 (火)	作業上の気象条件
7 / 29 (火)	安全衛生とよりよい労働

※いずれも、午後6時から8時

- 場所 連合大阪 大会議室【エル大阪（大阪府立労働センター）11階】
大阪府中央区北浜東3番14号（京阪、地下鉄天満橋駅下車徒歩5分）

- 参加費

5回通し会員 : 6,000円（ILOテキスト代含む）
非会員 : 7,000円（同上）

- 申し込み

団体・個人名及び人数をできるだけ早く電話又はファクシミリでご連絡下さい。

関西労働者安全センター TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

〒540 大阪府中央区本町1-2-13 ばんらいビル602

シリーズ

労災上積み補償①

損害賠償ってどのくらい？

職場での事故には多かれ少なかれ事業主に責任があるものである。事業主に被災者が受けた損害の補償を求めることはあたりまえである。労災保険を適用し、あるいは労災保険の補償額相当を被災者に補償すればそれで責任を果たしたと考える事業主もあるが、労災保険は損害の最低金額を補償するにすぎない。そこで被災者は損害賠償請求権を行使し、事業主側の不法行為責任、安全衛生管理責任を問うことができる。損害賠償は、労災保険で補償されない将来的損害や精神的慰謝料などから成る。

損害賠償には財産的損害と精神的損害の2つが考えられる。

簡単にいうと財産的損害は、その労働者が健康な体で働けた場合と比べて労災によって障害を負ったために労働能力が落ちて損をする金額が中心となる。精神的損害は、文字通り精神的苦痛を金額に換算するわけですが、それは入院や通院に対して1日いくら、後遺症の重さに対してはいくらと計算する。この二つの合計金額から、労災保険から給付された分やすでに会社から支払われた分を控除した金額が損害賠償の請求金額となる。

計算の仕方は、ケースに応じていろいろあるが、基本的なやり方を以下に紹介する。

○ケース1

Aさんは95年10月1日工場のベルトコンベアに指を巻き込まれ右手の人差し指と中指を失った。2ヶ月間入院治療し6ヶ月のリハビリテーションを受けようやく治癒となり職場への復帰を果たした。障害等級は9級。

Aさんは、1965年8月10日生まれで30歳。給付基礎日額（平均賃金）は、10,000円。

支給済みの労災補償

すでに労災保険より支給されたのは、

休業補償給付	10,000円 x 60% x 244日	= 1,464,000円
休業特別支給金	10,000円 x 20% x 244日	= 488,000円
障害一時金	10,000円 x 391日	= 3,910,000円
障害特別支給金		500,000円
(ア) 小計		6,362,000円

損害賠償請求額の計算

<財産的損害>

まず休業による逸失利益と障害による逸失利益がある。入院とリハビリの間244日間休業したのでその間の損失は、

$$10,000円 \times 244日 = 2,440,000円①$$

※ボーナスが有る場合はこれも考慮する。

障害による逸失利益は、障害によってその人が67歳まで健康に働いて稼げるはずであった金額よりどの程度損失を被ったかを計算する。障害がない状態の労働能力を100として、障害等級により労働喪失率が決まって

いる。障害等級9級の労働能力喪失率は35/100となる。また、計算をする際に、中間利息の控除が必要である。本来なら67歳まで毎月、毎年もらう分の額を前もって支払ってもらうので、もし銀行預金に入れておくと相当の利子が生じるので、あらかじめ利息分を控除する。この算出方法として「新ホフマン式」「ライブニッツ式」などがあるが、「新ホフマン式」を紹介する。「新ホフマン式」では労働者の労働可能年数によって「新ホフマン係数」が決められておりこれをかけて計算する。Aは30歳であるので67歳までの労働可能年数は37年で新ホフマン係数は20.625なので、

$$\begin{aligned} (\text{年収}) \times (\text{労働能力喪失率}) \times (\text{37年の新ホフマン係数}) &= (10,000 \text{円} \times 365 \text{日}) \times 35/100 \times 20.625 \\ &= 26,348,438 \text{円} \textcircled{2} \end{aligned}$$

※入院雑費や必要な場合の入院あるいは付き添い看護費も計上できるがここでは省略。

<精神的損害>

つまり慰謝料のことである。精神的な損害を金額に換算するのは容易なことではないが、慰謝料表より入院・通院期間によって基準がありそれによっておよその金額を決める。おなじように障害に対する慰謝料も障害等級によって決まる。実際には、請求人の状況によってその、80%にしたり、あるいは上まわる金額としたりする。

Aさんは入院2ヶ月、通院6ヶ月なので、
入院・通院に伴う分 1,970,000円③

後遺障害に伴う分(障害等級9級) 5,700,000円④

※重症か軽傷かで入院慰謝料の算定基準が異なる。

よって、財産的損害と精神的損害の合計は

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 36,458,438 \text{円} \textcircled{5}$$

⑤から、すでに労災保険によって支払われた金額(ア)を控除する。

$$\begin{aligned} \textcircled{5} - (\text{ア}) &= 36,458,438 - 6,362,000 = 30,096,438 \text{円} \\ \text{Aさんの損害賠償請求額は} & 30,096,438 \text{円} \\ & \text{となる。} \end{aligned}$$

※「特別支給金」は労災補償給付本体ではなく「労働福祉事業」から支給されるので控除額に含めないのが原則だが、簡単のためここでは含めて計算した。(ケース2も同じ)

○ ケース2

96年4月1日終業直前の建設現場での事故でBさんは左足を失い障害等級4級に認定された。Bさんの年齢は40歳で2ヶ月入院し3ヶ月通院し、96年9月1日症状固定。給付基礎日額は10,000円。現在97年5月1日。

支給済みの労災補償

労働基準法の定める休業補償事業主負担分

$$18,000 \text{円} (10,000 \times 60\% \times 3 \text{日})$$

労災保険からの給付

休業補償給付

$$900,000 \text{円} (10,000 \text{円} \times 60\% \times 150 \text{日})$$

休業特別支給金

$$300,000 \text{円} (10,000 \text{円} \times 20\% \times 150 \text{日})$$

障害補償年金(既払い分)

$$1,420,000 \text{円} (10,000 \text{円} \times 213 \text{日} \times 8/12 \text{月})$$

障害特別支給金

$$2,640,000 \text{円}$$

$$(\text{ア}) \text{ 小計} \quad 5,278,000 \text{円}$$

※「労働基準法の定める休業補償事業主負担分」は事業主の義務。労災保険からの休業補償は休業4日目から支給される。

損害賠償請求額の計算

<財産的損害>

休業は153日、障害等級4級の労働能力喪失率は92/100。

休業損害 $10,000 \times 153 \text{日} = 1,530,000 \text{円} \textcircled{1}$

症状固定日の翌日から現在までの後遺障害による逸失利益

$10,000 \text{円} \times 92/100 \times 242 \text{日} = 2,226,400 \text{円} \textcircled{2}$

将来の後遺障害による逸失利益

$((\text{年収}) \times (\text{喪失率}) - (\text{障害補償年金1年分})) \times (\text{27年新ホフマン係数}) = (10,000 \text{円} \times 365 \text{日} \times 92/100 - 2,130,000 \text{円}) \times 16.804$

$= 20,635,312 \text{円} \textcircled{3}$

小計 $\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} = 24,391,712 \text{円} \textcircled{4}$

<精神的損害>

入院・通院に伴う分 $1,590,000 \text{円}$

後遺障害に伴う分(障害等級4級) $15,500,000 \text{円}$

小計 $17,090,000 \text{円} \textcircled{5}$

よって、財産的損害と精神的損害の合計は、

$\textcircled{4} + \textcircled{5} = 41,481,712 \text{円} \textcircled{6}$

⑥から、労災保険と使用者からすでに支払われた分(ア)を控除する。

$\textcircled{6} - (\text{ア}) = 36,203,712 \text{円}$

Bさんの損害賠償請求額は36,203,712円となる。

以上のような計算となる。

現実問題として請求金額の全額がかちとれることは少ない。事業主は、労働者の側にも過失があったとして過失相殺を求めてくるからである。労働者の過失がゼロの場合をのぞき、過失を何パーセントとするかによって損害賠償の金額は大きく変わる。また、示談の

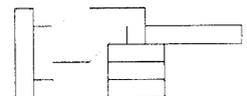
場合は事業主の支払い能力を考慮して、賠償金額を下げる場合もある。また、事業主の支払い能力の問題もある。

このように、最低限のデータがそろえば損害賠償金額は比較的簡単に計算できるので、不幸にも労災事故にあった場合、被災者の正当な権利として損害賠償を要求していきたい。また、一度労災事故が起こればこのように高額な賠償金がかかるということで、事故が起こる前に安全衛生対策を事業主に求めていってほしい。交渉では、労働組合、弁護士の力が重要になることは言うまでもない。

(参考資料)

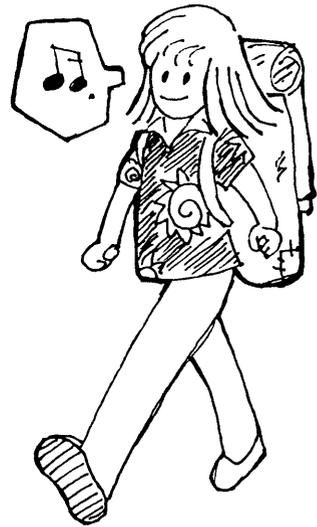
1. 労働能力喪失率表(交通事故損害賠償額算定のしおり、P41)
2. 就労可能年数と新ホフマン係数表(交通事故損害賠償額算定のしおり、P47)
3. 入・通院慰謝料表(交通事故損害賠償額算定のしおり、P20-23)
4. 後遺障害慰謝料<H6年基準>(交通事故損害賠償額算定のしおり、P11)

※「交通事故損害賠償のしおり」大阪弁護士会交通事故調査委員会編は大阪弁護士会で安価に販売している。



ラテンアメリカ 訪問記

事務局 田島 陽子



その3 明らかになった入管のうそ

新年のお祝い

1997年は機関銃のような爆竹の音で明けた。人々は通りに飛び出し、花火を上げたり、古着などで作った人形を燃やしていた。それも等身大の人形でソファーなどに座らせ、丸ごと燃やす。ガソリンをかけて燃やす人たちもいて大きな炎と黒煙があがる。家の屋上から町を眺めると、あちらこちらからもうもうと煙が上がり火事のようなのである。わたしたちもペルーの人たちにならって、「フェリス・アーニョ・ヌエボ（新年おめでとう）」と言いながらお互いのほっぺたにキスをした。私たちに空き部屋を貸してくださっていた宮平さんの家には、1世のおばあさんに挨拶するため、親戚中が集まっていた。すすめられた食卓には、沖縄料理とペルー料理が混在していた。何か歌うように言われて、わたしたちは「お正月」を歌ったが、歌詞を覚えていたのは1番まででその後を2番3番と2世の方たちが歌われた。その家には、ペルーの文化と日本の文化が同時に存在する豊かな空間が生まれていた。たぶん、その瞬間その家に限らずペルー中でインディオの文化や黒人文化

や西洋文化が混じったいろいろなお祝いをしてきたに違いない。

驚くべき証言の数々

ペルーではハードスケジュールで聞き取り調査をおこなった。クリスマスには調査団全員がリマに到着し、12月26日からインタビューを始めた。1月6日まで、リマ、トゥルヒージョ、ピウラ、バランカなど約8ヶ所を訪れ、42人にインタビューすることができた。インタビューに応じてくれた人たちを含め、たくさんのペルーの方の協力が得られ、調査は非常にうまく運んだ。インタビューを受けた内の多くは、調査団に参加しているグループに日本で相談にのってもらったこともあり、家族で歓迎し、またほかの友人に声をかけて集めてくれた。

証言によってわかってきた入国管理局の収容施設内での処遇は暴行事件のみにとどまら



トゥールヒーゾのアルマス広場

ず、日常的にひどいものであった。94年に起こった暴行事件が国家賠償裁判に持ち込まれ、国家による人権侵害として社会問題になったため、それ以後には収容者に暴行を加えるというようなことはさすがにできなくなったのではないかと、思っていたのだが、この調査でそんな希望的観測はきっぱり否定されてしまった。しかも、95年に茨木市に新設された西日本入国管理センターでのひどい扱いについての証言がたくさんできて、私たちは憤慨した。このセンター開設に当たって、私たち外国人支援団体は入管に対して

「職員に対する人権教育」を徹底するよう申し入れたり、懇談会を持ったり気をつけてきたつもりであった。「運動もきちんとさせてますし、電話も自由にできます。」という入管の回答と実態との開きがあまりに大きく、「だまされた」と思った。

入管職員が収容者に対して暴力をふるったのを目撃したという証言がいくつかあった。職員の態度に腹を立ててコップを割ったスーダンの男性が、独房に連れて行かれて暴行を受けた例や、中国人男性が毛布をかぶせた上から暴行を受けた例があった。また、独房が職員の指示に従わなかった者や騒いだ者への懲罰として使用されていた。医療についても必要最低限しかケアされていなかった。収容所での医師の診察は問診と舌を見ることぐらいで、しかも通訳がつかない。たいていの病気に痛み止めか胃薬を渡すのみで、胃潰瘍で

あるにもかかわらず薬もほとんどもらえずに苦しんだ人もいた。また、妊娠中の収容者に対する配慮もなく寒さや食事の問題で具合が悪くなった女性があった。収容者の中には悪条件のため精神的に病む人もあったが、そのための精神的な治療や配慮も皆無であったと、煩った本人より聞かされた。これらの次に重要な問題は、外部への交通権の侵害である。収容中は電話や手紙などが制限され、ほとんどの人が口をそろえて電話は帰りの旅費を都合するための1度だけしか許されなかったと証言している。人によっては「おまえた

中には何の権利もない」と言われ1度もかけられなかった人もいる。外部との連絡は極力制限され、収容所内のことを話さないよう強く言い、しゃべった者にはミーティングと称し別室に呼んでしゃべらないよう強く釘をさしている。日常的には、1ヶ月の間1度も運動場に出してもらえなかったり、寒いのに荷物から着替えを取らせてもらえなかったり、他にも空いている部屋があるのに管理し安いようにいくつかの部屋に満員に押し込められていたなどの証言もあった。当然のことながら、長期の収容者ほどつらい経験をしている。

しかし念のために言うと、彼らのほとんどは人権侵害を人権侵害と感じてはいなかったというのも事実である。入管の警備官が横柄な態度をとるのも、電話を制限されるのもある程度仕方ないと受け入れている人も多い。それで特に私たちに訴えるほどのことだとは思わないのである。それは、入管法に違反したということや、あるいはその人の生まれ育ってきた環境によって、仕方ないことであつたのかもしれない。

入管の内部処遇については、基本的には何ら改善されてはいない。では、人権侵害を防ぐためにわたしたちに何ができるだろうか？もちろん、今回の聞き取りをもとに入管に申し入れは行っていく。しかし、結局は収容者に頻りに面会に行き、目を光らせて置くしかないのではないだろうか。これは意外に効果がある。過去にも、支援者がいて外部と連絡をする手段のある人には、何度も電話をかけさせたり、きちんと運動させたりして、ひどい扱いをしていないということがわかってい

る。また、面会に行くことで解決していない労働問題があることがわかったり、他の収容者の問題が明らかになったことがある。やはり、行政という者は常に市民が監視していかなければならないということだろう。

出稼ぎたちの今

わたしは、94年に退去強制になった友人とウアチョで再会することができた。彼は92年20歳の時に日本へ働きに行った。「定住者」への在留資格変更が不許可になった後も日本にとどまり、仕事を求めて大阪に移った。93年よりラテンアメリカからの出稼ぎ労働者と日本人が数名集まってスペイン語の同人誌が発行されはじめ、彼は発足当初から編集メンバーとして参加し、そこでペルー紹介や出稼ぎ労働者としての意見などを執筆し、積極的に活動した。また、明るく人に好かれる性格で、ビザがなく行き場がなくなった友人を家に泊めたりしていた。しかし、自分のアパートで入管の摘発を受けて退去強制となった。そのころの大阪入国管理局の収容施設は、暴行事件などが明るみに出る前で、内部処遇についてはかなりひどかったと予想される。幸い彼は、暴行の被害者にはなることなく収容施設で無事1週間を過ごし帰国することができたが、違反調査を受けたときに中国人男性が入管の職員より暴行を受けるのを目撃していた。

帰国後、彼は日本で稼いだお金で農業を始めたが、その年、栽培した芋の値段が10分の1にまで暴落し、事業は失敗した。蓄えはすぐにほとんどなくなり、最近はまだ一度学

校に入り会計士の勉強をしている。日本には、行けるならまた行きたいが、日系人ではない彼にはほとんど不可能である。出稼ぎから戻ると、彼らは厳しい現実と戦わねばならない。一定蓄えを作れた人は幸せである。しかし、結局つらい目にあってただでお金を稼ぐこともできずに帰国した人もある。

また、わたしたちがあった内の何人かは、精神的なダメージから回復してはいない。退去強制の経験者の多くは言う。わたしは、入管法には違反したかもしれないが、盗んだり、人を傷つけたりといった犯罪は犯したことがない。なのに、どうして手錠され牢屋に入れられひどい扱いを受けなければならなかったのか？中には、日系人であったがビザが不許可になり収容所でつらい経験をして、日系人なのにどうしてこんな目に遭うのか、という思いが強く、いまだ何も手に着かずふらっと家を出て帰ってこないことがある人

や、証言に協力したために当時に思い出して具合が悪くなった人もいた。

リマで、労災の被災者も訪ねた。彼は、治療に行った国立病院の職員によって警察に通報され、退院後超過滞在で起訴され裁判後退去強制になった。右足の甲を真ん中から切断する大けがであったにもかかわらず、松葉杖がなければ歩行できないような状態のまま留置場、拘置所、入管と2ヶ月の間拘束され、その間リハビリ治療も受けられなかった。わたしは、労災保険の手続きは手伝えたものの、警察相手にできることもなく彼を見守っているしかなかった。帰国して5ヶ月、杖なしで歩けるところまでは回復していたので安心したが、精神的にはまだ回復したとは言いが難かった。わたしの来訪は喜んでくれたが、拘置所での経験などはもう早く忘れたいと言った。長時間はまだ無理であるが、かなり歩けるようになったので、姉が開いた果物の



リマで：果物卸店の開店祝いパーティー

卸店で手伝いをするつもりだという。わたしには、彼が早くもとどおり明るい青年に戻ってくれるのを祈るのみである。

(つづく)

前線かろ

マナーも対策もまだまだ 職場喫煙対策で学習会

東南地域労災職業病学習会

東南

5月20日、職場の喫煙対策をテーマに講座を開催し、40名が参加した。講師は安全センターが担当した。もともとタバコの問題は人の健康にとって有害であることが明らかになっているにもかかわらず、部分的に禁煙、分煙空間が設定される程度で、未だ社会的に禁煙の方向へ向かっていない。タバコを吸わない人はいわれのない煙を吸わされ、いつも苦々しい思いをしている人も少なくない。

職場における「喫煙」は健康問題として本当は重要であるにもかかわらず実際は放置されてきた問題である。快適職場形成という課題が話題になるようになってやっとこの問題が学習会のテーマになりうるようになってきたことは一歩前進だろうか。

安全センターの事務局職場では少なくとも1980年以降、歴代事務局長が喫煙者であったこともあって事務室内の禁煙は実現しなかったが、現在の事務所からは、室内禁煙がまがりなりにも実現した。ただ、吸い殻の後始末が極めてルーズなのは相変わらずだ。講座では、こうした実情を報告したあとで、せめて「分煙の徹底」を訴える意味で、不本意ながら労働省が今年2月に出した「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を紹介した。

ガイドラインは喫煙対策として、「全面禁煙」「時間分煙」「空間分煙」の3つの方式の中で、喫煙者と非喫煙者の理解をもっとも得やすく実効性のある「空間分煙」を推奨している。空間分煙とは、喫煙室、喫

煙コーナーを設けて、必要に応じて喫煙対策機器を設置して、非喫煙者の受動喫煙を防止することを眼目としている。時間的に禁煙タイムを設けるのでは不徹底になりやすいことから、妥当な策といえる。

また、たばこの健康への有害性についてもいくつかの例を報告した。非喫煙者と比較しての死亡率についての相対危険度が男性で喉頭がんが32.5倍、肺がんが4.45倍といった高率であるのをはじめ、各種のがんの危険性を著しく高めていることはもはや言うまでもないこと。心筋梗塞などの虚血性心疾患、脳卒中の危険も増加する。喫煙者を夫に持つ女性や子供の受動喫煙の有害性もすでに確定している。

いまさら禁煙をしてもというなかれ。禁煙の有効性も証明されている。継続的な喫煙、タバコへの依存はタバコに含まれるニコチン依存が本質であることもまた明らかとなっているのである。労働者の健康問題に取り組むときの課題の中に喫煙対策、禁煙プログラム

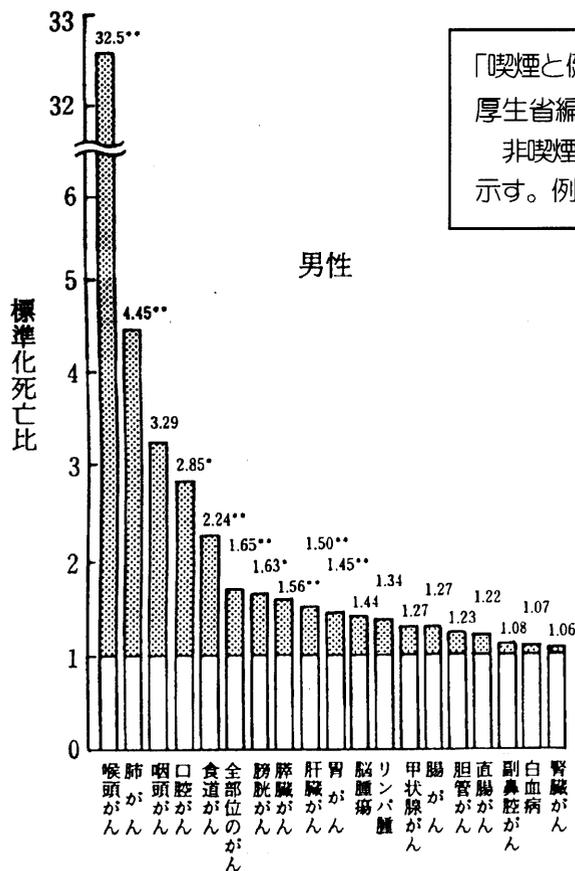
ガリストアップされること
が不可欠、これが安全衛生
活動の常識であるべきだ。

講演のあと参加者の職場
の喫煙対策の状況を出し
合った。特徴的だったの
は、当局が職場規律の点か
ら労務管理的に禁煙をすす
めているところをもっとも
喫煙対策の実効があがって
いるという、ちょっと残念
な実態があることだ。区役
所職場での遅れた実態、組

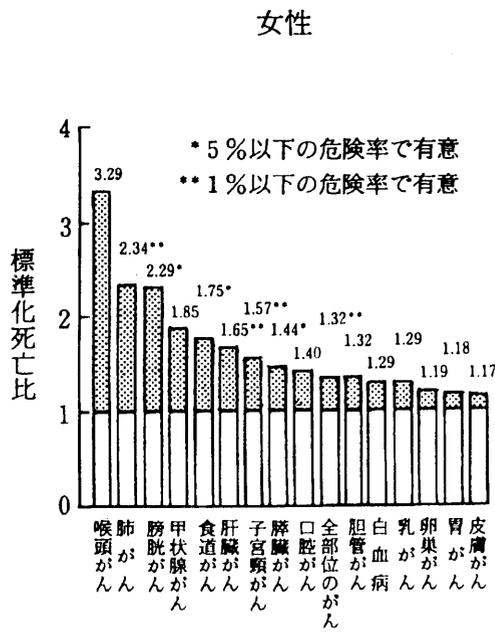
合事務所は治外法権だとい
いてはばからない組合役員
の存在、新庁舎建設の好機
にも喫煙対策要求を無視す
る当局。子供が家から持つ
てくるお布団がたまらない
ほどたばこ臭いという保母
さんの話もあった。

こうした実態を少しでも
かえていくには、安全衛生
教育のなかに禁煙教育を入
れ、安全衛生対策の中に喫
煙対策を必ず入れることが

重要だろう。安全センター
の役員会も、ある役員の
「労働者のいのちと健康に
取り組む安全センターの会
議でタバコを吸うとはなに
ごとか」という叱声から禁
煙となった。会議の禁煙は
かなり広がっているよう
であるが、やはり社会的に喫
煙率を下げる努力がもっと
必要だし、労働組合ももっ
と真剣に取り組むべきなの
ではないだろうか。



「喫煙と健康—喫煙と健康問題に関する報告書第2版
厚生省編」から
非喫煙者を1としたとき喫煙者の死亡率が何倍かを
示す。例えば、男性の肺ガンで4.45倍。



がんの部位別にみた非喫煙者を1.00とした喫煙者の死亡比
——計画調査、1966~1982、日本⁹⁾

グループ討論で問題点出し合う

摂津市職

北 摂

4月30日、摂津市環境センターで清掃職場の主に収集作業員を対象に安全衛生研修会がおこなわれ、安全センターが講師として参加した。清掃職場は公務災害の多発職場であり、統計上も件数は1位といわれている。今回の研修会は、現場の事故防止をテーマに行われた。前半は、ゆとり作業の実現、保護具、作業着の改良などごみ収集作業の改善の方向のポイントや落

下・転落、酸欠、巻き込まれといったよくある事故に関して対策のポイントについて解説した。後半、3班に分かれて日頃の作業の中で感じている問題点、事故には至らなかったが「危ない」と感じたことを出し合い、各班で発表した。「バケットをいっぱいにして回転板をまわすのはあぶない」「ゴミ袋の結び目を持つようにしないと危ない」「古紙を同時に集めている

ときの腰などへの負担に注意を要する」「車がバックするときに笛の合図が合った方がいいのではないか」「ステップ乗車は問題がある」などいろいろと意見が出された。各戸収集方式をとっていることがステップ乗車がやめられない一因になっている事情もあるようだ。こうした現場の意見をまとめてよりよい作業標準を作成していくことが重要と思われた。1993年に労働省が出した「清掃事業における労働衛生管理要綱」も一つの目安になる。

本議、派遣法違反に有罪判決

パスポート取り上げ裁判に注目を！

姫 路

派遣会社本議とその社長に対する派遣法違反裁判で、5月15日神戸地裁姫路支部は有罪判決を言い渡した。犯行は計画的であり悪質として本條社長に懲役1年執行猶予4年、(株)本議を罰金20万円とした。執行猶予を付けたのは外国人労働者が3K労働の重要な担い

手で企業が必要としている現状があるという理由による。新聞報道によると本議は違法派遣で不法収益を17億円あげたと言われており、判決はそれに見合ったものかどうか疑問に思われるところである。また、高齢者を多く雇って行政より約4000万円の「特定求職者

雇用開発助成金」の支給を受けていたと言われており、適正な支給であったかどうかも明らかにされていない。これらの収益に対して、罰金20万という労働関連法の懲罰は悪質企業に更正を促す効果が果たしてあるのだろうか。儲けたもの勝ちという気がする。ともかく、派遣法違反については、本議がすでに派遣業を事実上廃業していることもあり、一件落着となった。

なお、パスポート取り上げの民事損害賠償裁判については、5月21日本譲側は

予定されていたブラジルのエージェントの証人尋問を放棄し、次回7月14日が結

審、秋頃には判決ができる見通しである。

「全国ネットワーク」 立ち上げへ一歩前進

第2回移住労働者問題全国フォーラム開催 **全 国**

4月28・29日に愛知県瀬戸市で第2回移住労働者問題全国フォーラムが開かれた。全国より約270人の外国人支援団体・個人、外国人労働者、学生などが参加した。初日に移住労働者の歴史をふまえた問題提議をRINK代表の丹羽雅雄弁護士が基調報告でおこない、10の分科会に分かれて女性問題、労働問題、入管問題などについて話し合われた。また、昨年の第1回フォーラムより構想されてきた全国ネットワークの発足について具体的に「申し合わせ」が提案され、実現化に

一歩前進した。ネットワーク名を「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」とし、移住労働者の権利を守って自立への支援をおこなうことを目的とし、全国規模で情報交換・共同行動を行う。東京に事務局を置き、今年1997年より1999年を立ち上げ期間とする。人事については全国の地区や問題別に6名の代表を選任し、大阪のRINKには丹羽氏に代表依頼と、運営委員1名を選任するよう依頼があった。提案を受けて、大阪でも今後積極的にネットワーク立ち上げに協力する

ことになった。

また、フォーラムで取り上げられた重要なテーマの一つに、入管法の改定問題がある。今回の改正は、まさに改悪で、まず正規の手続きをとらずに入国しようとする外国人を取り締まることを目的としているが、同じような形態でやってくる難民申請希望者に対しても、懲罰の対象とし難民申請の機会が奪われてしまう可能性がある。また、不法入国者の蔵匿・隠び罪が新設され、しかも退去強制事由となるなど人道的立場から外国人を支援してきた人々も懲罰の対象とされる可能性がある。全体的に「予備罪」の新設や「目的」という言葉を使用して

懲罰の対象となる範囲を拡大し、しかも重い懲罰をもうけたものである。すでに国会を通過し、5月10日より施行されている。今後、改定に抗議、適用凍結を求めて運動していく。



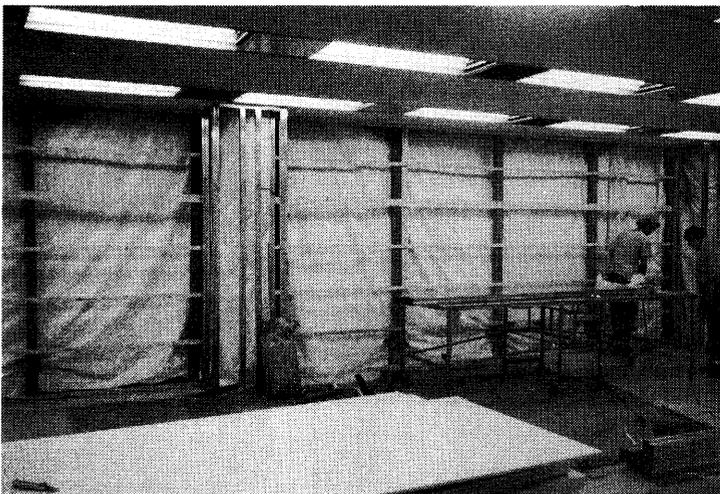
ご注意！ 改装工事のアスベスト

北大阪ユニオン駿々堂分会

大阪



損傷の激しい吹き付けアスベスト



ビニールシートでおおう

大阪市内の心斎橋にある駿々堂書店の全面改装工事がおこなわれ、2階がコミック専門になるなどしてゴールデンウィーク明けに

新装オープンしている。駿々堂分会では以前に店舗内の吹き付けアスベストを発見、対策を会社にとらせた経緯があり、今回の工事

では本棚が直付けされている裏側にアスベスト吹き付けされている鉄骨がおき出しになるので、剥離しているアスベストが心配された。会社側は分会から対策を要求されるまでノーチェックで計画していたため、解体第1日目には剥離して飛散しているアスベストをほうきでかき集める、作業者がマスク無しで作業するなど安全衛生上の対策がとられていなかった。分会では、とりあえず応急対策と環境測定を要求し、急遽、不完全ながらもビニールシートで壁面を鉄骨ごと覆う対策がおこなわれ、環境監視研究所が測定に入った。

耐火用の吹き付け石綿は1975年に原則禁止になったので、それ以前の建築物の改修作業の際は特に注意が必要だ。



4月の新聞記事から

3/31 神奈川県横須賀市の住友重機械工業の浦賀造船所などで溶接や船体修理の仕事に従事していた佐久間正雄さんから八名の元労働者(うち1名は裁判中に死亡)がアスベストの粉じんを大量に吸い込んでじん肺になったのは会社が安全配慮義務を怠ったからだとして損害賠償を求め、1988年7月に提訴した裁判で、横浜地裁横須賀支部で和解成立。和解総額は1億400万円。

4/1 ロシアタンカー重油流出事故で回収作業中だった福井県越前町漁協組合員北瀬一宝さん(69歳)が急性心筋梗塞で死亡した件で武生労基署は遺族補償給付の支給決定。回収作業中の死亡者は5名で労災認定は初めて。

フットワークス入山口店の運転手(運輸一般所属)が軽微な事故で解雇された事件で山口地裁は運転手の解雇無効の仮処分決定。

4/3 京都府山崎町の名神高速下り線で午前3時過ぎに中央分離帯に接触した大型トラックに後続の大型トラック計7台が次々追突し、運転手1名焼死。

脳外科手術に伴う硬膜移植手術で過去12年間に43人が加伊ツェルト・ヤジ病(CDJ)に感染していることが厚生省調査研究班のまとめで判明。

4/4 職員水増し疑惑の安田病院などを大阪労基局が賃金未払い容疑で強制捜査、賃金台帳押収。

4/7 横須賀市内の京浜急行で線路上の崩落土砂による脱線事故で19名重軽傷。

高松市の予備校の立体駐車場建設現場でクレーンの先端部が突然折れ、約5トンの鉄骨が落下し誘導作業をしていた建設作業員を直撃し頭蓋骨骨折で即死。

4/8 経済企画庁は90～95年度中に実施された規制緩和による経済効果が年4兆6210億円との試算をまとめた。

4/11 ダイオキシン排出で緊急対策が必要なごみ焼却施設72施設を公表。ただし、緊急対策排出基準80ナノグラム/立法は新設炉の基準値0.1ナノグラムに対して高すぎるなどの批判がある。

4/13 三重県上野市のホテル「キャッスル・イン上野」で従業員が強盗に刺殺される。

4/15 堺市の0157食中毒事件に関連して市民グループが食材の検査結果などを情報公開請求したところ、市は業者名を非公開とした。市民グループは全面公開を求め異議申し立て。これを受けた同市公文書公開審査会は業者名などを一部を除いて公開すべきだと答申

(4/30)。

4/16 京都府知事の交際費の公開を求めた訴訟で大阪高裁はほぼ全面的な公開を命じる判決。

4/17 京都市内の呉服販売会社の元社員の女性がセクハラを受け放置した会社に退職に追い込まれたと会社などに感謝料など600万円の損害賠償を求めていた裁判で、京都地裁は「会社は雇用契約に付随して職場環境を整える義務がある」として210万円の支払いを命じる判決。

4/19 淀川区の大阪労働衛生センター第一病院と岸和田市の久米田病院を割増賃金未払いや休憩なしで職員の告発を受け大阪労基局が書類送検していたことがわかった。

4/25 筑豊じん肺訴訟で福岡高裁において被告企業5社のうち三菱マテリアルと原告患者36名の和解が部分的に成立。和解総額7億4435万円で、①福岡地裁飯塚支部判決で原告に仮執行金として支払われた4億7835万円に一括解決金6億6600万円を上乗せ②一審で時効成立などで請求棄却された8名も和解に含める、という内容。また同社は、同日、北海道石炭じん肺訴訟でも札幌地裁において18名と和解成立。和解総額2億7000万円。

3月に横浜で0157食中毒を発症した家族の冷蔵庫に残っていたカイクレから0157検出。患者とカイクレの0157のDNAパターンが一致、このカイクレは愛知県蒲都市の場合と同じ神奈川県の業者が出荷していた。今年に入ってから山梨など関東一円の患者のDNAパターンとも一致している。厚生省は米国産のカイクレ種子の重点調査を開始。

4/26 労働省は、1996年の労働災害による死亡者の発生状況をまとめた。死亡は2363名で阪神大震災に巻き込まれた人をのぞくと実質的に3年連続の増加となった。特に死者が大幅に増えているトラック輸送の業界団体に事故防止の徹底を指導。

4/28 大阪労基局は違法な時間外労働などでサカイ引越センターと社長らを書類送検。同局は94年11月の是正勧告に従わなかったとして昨年11月に本社などを家宅捜索していた。

4/30 豊中市の白石建設の会社の寮から出火、同社従業員ら2名が焼死。

パチンコの景品買い取り業務をしている大阪身障者未亡人福祉事業協会の全労協護法労組所属の女性労働者15人が休憩時間中の労働に対する未払い賃金支払いを求めた裁判で大阪地裁は訴えを認め1400万円の支払いを命じる判決。

腰痛予防に腰痛予防ベルト

楽腰帯らくようたい

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、

- ①すぐれた腹圧効果
- ②骨盤補強効果
- ③運動性と快適性



男性用	黒	サイズ	S	M	L	LL	3L
	白	ウエスト	72-80cm	80-88	88-96	96-104	104-112
女性用	黒	サイズ	S	M	L	LL	
	白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	

ミドリ安全(株)製
宇土博医師考案

(頒価) 1本5,700円(送料別) ■色、サイズを指定して安全センターまでご注文ください。

■お知らせくださればパンフレットお送りします。TEL. 06-943-1527 FAX. 06-943-1528

「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 大阪労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
〃	2部	4,800円
〃	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には1部無料配布。2部以上は1部150円増	

Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号
TEL. 06 (551) 6854 FAX. 06 (551) 1259